

五城目町・八郎潟町・井川町

合併協議会だより

新たな活力を創造し

人 自然 文化 の香り豊かなまち

2004.5.10 **第6号**



井川町国花苑

合併の期日は「平成17年10月1日」

新町の名称は「湖東町」

に決定しました

目次

第6回合併協議会	2～10
お知らせ	11
合併協定項目一覧表	12



4月27日に八郎潟町農村環境改善センターを会場に開催された第6回合併協議会では、合併の期日を「平成17年10月1日」とし、新町の名称を「湖東町」とすることが確認されました。また、議会の議員の定数や任期については、3町の議員は合併後1年間は引き続き新町の議員として在任することとし、在任特例適用後の新町の議会議員の定数は24人とする提案が行われましたが、在任特例の適用期間が長すぎるといった意見などがあり、継続して協議することとしました。

第6回合併協議会

4月27日、八郎潟町農村環境改善センターにおいて第6回合併協議会が開催されました。

会議では、平成15年度任意合併協議会決算及び小委員会による新町名候補選定結果についての報告事項、合併の期日、新町の名称、議会の議員及び農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、地方税の取扱いに関する5つの協議事項についての話し合いが行われ、公共的団体等の取扱いなど新たに8つの合併協定項目に関する調整方針が提案されました。

報告された事項

平成15年度任意合併協議会決算及び新町名候補選定結果について報告が行われ、それぞれについて確認されました。

報告第16号 平成15年度任意合併協議会決算について

任意合併協議会における事業実績

任意合併協議会における事業実績

○表1 決算概要

歳入

(単位：円)

款	項	予算額	決算額	備考
1 負担金	1 負担金	4,200,000	4,200,000	3町×1,400千円
2 国県支出金	1 国庫補助金	1,000	0	
	2 県補助金	5,000,000	5,000,000	重点支援地域補助金
3 繰入金	1 繰入金	1,000	116,483	湖東3町合併懇談会繰入金
4 諸収入	1 預金利子	1,000	9	
	2 雑入	1,000	1	
合計		9,204,000	9,316,493	

歳出

(単位：円)

款	項	予算額	決算額	備考
1 運営費	1 会議費	686,000	655,650	委員報酬など
	2 事務費	1,506,000	1,328,005	会議資料印刷など
2 事業費	1 事業推進費	6,912,000	6,437,551	合併推進業務委託など
3 予備費	1 予備費	100,000	0	
合計		9,204,000	8,421,206	

や決算の内容について報告が行われました。

決算額は、歳入9、316、493円、歳出8、421、206円で歳入歳出差引額895、287円と

なっており、差引額については合併協議会に引き継いだことや、決算審査については3町の代表監査委員による監査が行われたことなどが説明されました。

※表1参照

報告第17号 新町名候補選定結果について

新町名候補選定結果について、新町名候補選定小委員会正副委員長が会議に出席し、小野二委員長から小委員会が応募作品の中から選定した新町の名称としてふさわしい候補名9点について、その名称や選考理由などの報告が行われました。

※表2参照



合併協議会の会議の様子

○表2 新町名候補選定結果

【50音順】

名称	No	ふりがな	小委員会の選考理由
湖桜町	1	こざくらちょう (応募数 8 件)	◎八郎湖をはじめとする豊かで清らかな水流と、国花苑・雀館公園・三倉鼻公園に絢爛と咲きほこる桜は、3町の住民の心に英気、風雅、潤い、安らぎを与えてくれる。
湖東町	2	ことうちょう (応募数 263 件)	◎3町とも八郎湖の東に位置しており、湖東地区として住民に広く行きわたっている名称である。病院、農協、消防などにも「湖東」の名称が用いられており違和感がなく、現八郎湖の東の地域として地理的位置がイメージできる。 ◎「湖東」の文字は清澄感・和平感を秘め、特に「東」には、朝日、夢、希望など発展がイメージされ、語感もよい。
	3	ことうまち (応募数 171 件)	◎この地域は、昔から何かしら八郎湖の恩恵を受けてきた。歴史的にも文化的にも3町の位置関係から馴染みのある名称であり、さらに対外的にもアピールできる。 ※読み方を「ちょう」とすることで、合併町としての新鮮さが感じられる。また、「まち」の場合は町名として落ち着きがある。
湖陽町	4	こようちょう (応募数 4 件)	◎明るさ、希望、躍動感があり、八郎潟（湖）に朝日が燦々と光り輝くよう、3町の発展を太陽に願う。 ◎健康感、活力感、清新感があって、3町の住民の和と一体感がイメージされる。 ◎語感に、ひかり・あたたかさがあって親しみやすい。
潟東町	5	せきとうちょう (応募数 6 件)	◎この地域は、古くは「潟東」と称され、地理的な地域の名称である。
	6	せきとうまち (応募数 2 件)	◎八郎湖が八郎潟であった歴史と「潟」に対する地域住民の思いが秘められ、「東」の文字に地理的位置と希望、発展が込められている。 ◎親近感と地域の一体感があり、「湖東」に代わる名称ともいえる。また、語感に清新感があり、呼称しやすい。
八郎湖町	7	はちろうこまち (応募数 11 件)	◎かつての日本第二の湖「八郎潟」に代わる名称で、全国視野での地理的位置も示され、全国に即発信することが期待できる。 ◎秋田自動車道の「八郎湖SA」にも用いられるなど、この地域を代表する名称であるとともに、3町の住民が慣れ親しんでいる。 ◎日本国内、世界にも知名度がある八郎潟は世紀の干拓によって今は八郎湖と呼ばれている。「八郎太郎」「八郎」「三湖物語」の伝説、干拓の歴史、詩、歌に詠まれた湖の石碑など、人々の心に感動を与え、全国の学校の教材にもなっている。八郎湖は地域の特徴を表し、地理的イメージ、歴史・文化等、3町の住民が一体感を持つことができ、さらに対外的にもアピールできる。
森山町	8	もりやまちょう (応募数 56 件)	◎どこからでも目にすることができる地域のシンボルである。形の良い、穏やかな山容は、この地域の人々の内面をあらわしているようで、平和な気分になれる。 ◎多くの人々の心のふるさととなっている。山頂からの展望は多くの住民の知るところであり、3町協和の上に有効である。「森」の文字は3町の協力、結束を表し、語感がよく呼称しやすい。
	9	もりやままち (応募数 21 件)	◎森山は、律令国家（奈良・平安）の北の国境にあたる。また、湖上の舟の位置の目標になっていたことはもちろん、漁場の境界線を引く場合の基準点にもなっていた。

協議された事項

合併協定の基本的項目である合併の期日、新町の名称や継続して協議を行っている議会の議員、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、地方税の取扱いについて協議が行われました。

合併の期日については「平成17年10月1日」とし、新町の名称は「湖東町」とすることが確認されました。議会の議員、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、在任特例を適用することなどが提案されましたが、その適用や定数などについて引き続き継続して協議を行うこととしました。また、地方税の取扱いについては、集合徴収方式により町民税など4税目をひとつにまとめて8回で納付することが確認されました。

協議第6号の2 合併の期日について

【提案内容】

合併の期日については、第1回合併協議会において「合併の目標期日

を平成17年3月31日以内とする。」として提案が行われ、合併特例法の改正動向や町議会議員の選挙日程などを見極めながら検討することとして継続協議となっていました。今回の会議では、今後の様々な合併協定項目を協議する上での基本的な前提条件となることや、法改正の審議状況などを考慮して、「合併の期日は、平成17年10月1日とする。」とした調整案が提案されました。

（合併期日を平成17年10月1日とした主な理由）

- 平成17年3月までに合併調印などを行うことにより、合併までの標準的な準備期間である6カ月が確保できること

- 各町の平成16年度決算を平成17年9月議会で各町において審査ができること

- 平成17年10月1日は土曜日であり、書類等の移動、電算システム切り替えなどの最終的な準備作業を土日の2日間で行うことができること

【協議結果】

国会で合併特例法改正（平成17年3月までに合併の議決を経て平成18年3月までに合併した市町村は、現行の財政支援などの特例制度が適用されるなどの改正）が可決されてから提案を行うべきではなかったのかとする意見や、合併協議が進むにつれて合併期日が延びてきているのではないかなどの意見がありました。3町として最もスムーズな合併を果たすことができ、また、住民サービスに混乱が生じないことを考慮した適切な時期であるとのことから提案どおり確認されました。

協議第7号の3 新町の名称について

【提案内容】

新町の名称は、第2回合併協議会で確認したとおり、小委員会を選定した新町候補の中から合併協議会で協議を行い決定することとして提案されました。

【協議結果】

はじめに、新町の名称の選定方法について、各委員から意見を述べてもらい、その結果、新町候補9点

の中から各委員が3点以内を選んで投票し、その上位から3点に絞り込みを行うこととしました。

投票の結果、新町の名称の候補として、湖東町、八郎湖町、森山町の3点が選定されました。※表3参照

○表3 投票の結果

名称（ふりがな）	投票数
湖東町（ことうちょう）	17票
八郎湖町（はちろうこまち）	8票
森山町（もりやまちょう）	5票
湖東町（ことうまち）	4票
湖桜町（こざくらちょう）	1票
潟東町（せきとうちょう）	1票
森山町（もりやままち）	1票
潟東町（せきとうまち）	0票

次に、この3点の中から新町の名称を決定するための話し合いが行われ、最終的には、この地域は、昔から湖東と呼ばれ親しまれ、暮らしている名称でもあるとして、馴染んでいる名称でもあるとして、全会一致で「湖東町」を新町の名称とすることが確認されました。



投票の様子

(1点に絞り込むために出された委員意見概要)

●小委員会の選考の際にも、今の投票の結果も圧倒的に「湖東町」が多いので、この際この名称に決めるのもいいのではないかなと思う。

●「湖東町」が圧倒的であるから「湖東町」と短絡的に決めるのではなく、「八郎湖町」を主張する方々の中にも「湖東町」に投票しているということから、もう少し話し合いを行うべきであると思う。

●今の投票は3点以内ということなので、1人で2点、3点選定してい

ることから、決選投票をしてもらいたいと思う。

●決選投票でもいいが、投票で大体決まっているようであり、やはりみんながいいという方向に従うのが会議ではないだろうかと思う。

●歴史の背景などではなく、誰もが呼びやすい、誰からも親しまれやすいというようなことで選ぶとすれば、投票総数でも意識は分かるような気がする。

●名前からくるイメージなどで私たちの新しい町がつくられていくというものではなく、これから私たちがつくっていくという考え方で



開票の様子



新町名称決定の様子

名前を決めたいと思う。名前が生きるも輝くも汚れるも、これから私たちが良い町をつくらせていかなければならぬということであるうかと思うので、協議会の総意を尊重して、相互理解とごうごうで、「湖東町」ということをご諮りいただければと思う。

協議第12号の5 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

【提案内容】

これまでの協議会における協議内容などを踏まえ、合併後の新町の

体感が醸成される期間が必要であることなどから在任特例を1年間適用することとし、また、在任特例適用後の定数は、法定上限定数の26人より2人少ない24人とするなどとした次の調整案が提案されました。

1. 五城目町、八郎湯町、井川町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、引き続き新町の議員として在任する。なお、在任特例適用期間は、1年とする。
2. 在任特例適用後の新町の議会議員の定数は、24人とする。
3. 在任特例適用後の議会議員の一般選挙については、選挙区を設けないこととする。

【協議結果】

在任特例を適用することについては、合併期日が当初予定していた時期より6カ月延びたこともあり1年間は長すぎるとした意見や、3町の信頼関係を築く足場をつくるためには必要であるとする意見があったほ

か、在任特例は適用すべきではないなどとする意見があり、定数についても、3町の人口規模からして多いとする意見や、報酬を低くして法定上限定数26人でもよいのではないかとの意見などがあり、今回の議論を踏まえ一定の方向性を見出すため継続して協議することを確認しました。

協議第13号の5 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

【提案内容】
新町に設置する農業委員会は、面積要件により複数設置が可能であるが1つとすること。また、選挙により委員が決定するまでの期間は、農業委員会は業務が行えないこととなり、住民サービスに支障をきたすこととなるため在任特例を7カ月間適用することとし、在任特例適用後の選挙による委員の定数は18人、選任による委員の定数は6人で議会議員の定数と同じく合計24人とし、現在の町を単位とする3選挙区を設けるなどとした次の調整案が提案されました。

1. 新町に1つの農業委員会を置く。
2. 五城目町、八郎潟町、井川町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。なお、在任特例適用期間は、7カ月とする。
3. 選挙による委員が在任特例適用期間中は、選任による委員の定数を6人とする。
4. 在任特例適用後の新町における農業委員会の選挙による委員の定数は18人とし、選任による委員の定数は6人とする。
5. 在任特例適用後の農業委員会の選挙区の数は、現在の町を単位とする3選挙区とする。ただし、選挙区ごとの委員の定数は、登録選挙人の数により新町において調整する。

【協議結果】

選挙による委員の定数については、3町の農業委員会からの要請では20人となっているが、提案は18人であることから、3町の基幹産業である農業の活性化を考えると委員定数は要請どおりとするべきではないのかとする意見などがあり、地域との連携による地域農業の推進のため1人の委員が担当する農地面積などによる業務内容について検討が必要であることから、継続して協議を行うことを確認しました。

協議第17号の2 地方税の取扱いについて(継続協議)

【提案内容】

前回の協議において、集合徴収方式による対象税目、納期を明確にするべきとの意見があり、対象とする税目は、個人町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4つとし、納期は6月から1月までの8回とすることや、都市計画税については、新町に引き継ぎ、合併後の取扱いは新町に委ねることとしていた提案内容を修正し、平成18年度から

は課税は行わないなどとした次の調整案が提案されました。

1. 3町で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。なお、納期が異なるものについては下記3によるものとする。
 - (1) 特別土地保有税の免税点については、地方税法第59条の規定により5、000㎡とする。
 - (2) 入湯税については、五城目町の例による。
 - (3) 都市計画税については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度以降の課税は停止する。
2. 税の徴収方式については、合併年度は現行のとおりとし、電算システムが統合される平成18年度からは井川町の例による集合徴収方式を採用する。

なお、集合徴収方式を採用する税目は、個人町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税とする。

3. 個人町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納期は、合併年度は現行のとおりとし、電算システムが統合される平成18年度から統一し、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月の8期とする。

※表4参照

【協議結果】

集合徴収方式による対象税目、納期などについては提案どおり確認されましたが、都市計画税の取扱いについては、五城目町において調整が必要であることから、提案された調整案から都市計画税に関する部分を削除して、今後、別項目として協議を行うことが確認されました。

協議第18号の2 一般職の職員の身分の取扱いについて（継続協議）

【提案内容】

一般職の職員の身分の取扱いについては、法令に基づき3町の職員を新町に引き継ぐことなどの調整案が提案されていますが、アルバイトなどの臨時職員も含めた職員数のあり方や新町の組織機構とあわせて検討を行うこととして、継続協議としており、今回の協議会では、3町の現在の職員配置状況や部門別職員数の比較などの資料が提出され、それぞれの町の定員管理や職員削減の取り組みなどについて次回協議することとしました。



表4 地方税の納期

区分	調整結果 町・県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税	3町の現状				
		五城目町・八郎瀧町			井川町	
		町・県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	
				五城目町	八郎瀧町	町・県民税 固定資産税 国民健康保険税
4月				○		
5月			○			
6月	●	○				○
7月	●		○		○	○
8月	●	○			○	○
9月	●		○		○	○
10月	●	○			○	○
11月	●		○		○	○
12月	●	○			○	
1月	●				○	
2月					○	

提案された事項

次回の合併協議会で協議される、公共的団体等の取扱いなど8つの案件についての合併後における調整案が提案されました。

協議第24号 公共的団体等の取扱い

について

【提案内容】

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、その統合について調整に努めるものとする。

①各町共通の団体について

(1)2町、3町共通の団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。

(2)統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

②各町独自の団体について

原則として現行のとおりとし、必要に応じて新町において調整する。

協議第25号 条例、規則等の取扱い

について

【提案内容】

条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された協定項目の調整内容に基づき、新町における事務事業に支障をきたさないよう次の区分により整備するものとする。

①合併と同時に町長職務執行者の専決処分又は職権により、即時制定し施行するもの

②合併後も一定の地域に引き続き暫定的に施行するもの

③合併後、逐次制定し施行するもの

協議第26号 交通関係事業について

【提案内容】

①交通指導隊については、合併時に統合し、新町において条例化して



新たに組織する。なお、合併初年度に限り、現隊員を新町に引き継ぎ活動を継続することとするが、

平成18年度からは定数を25人以上、任期を2年として、新たな体制で組織する。

②交通安全計画については、新町において新計画を策定する。

③交通安全対策会議及び交通安全対策協議会については、それぞれ新町において新たに設置する。

④交通安全母の会については、合併時に統合する。

⑤生活バス路線維持等の公共交通機関の確保に関する事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。

⑥五城目地区交通安全協会及び五城目地区交通指導隊連合会については、新町において新たに加入する。

⑦交通安全施設の整備については、関係機関と協議のうえ新町においても整備に努める。

協議第27号 建設関係事業について

【提案内容】

①道路除雪については、現行のおお

りとし、新町において道路除雪計画を策定し、効率的に実施する。

②街灯設置管理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町において調整し、新たな管理基準等を策定する。

③町営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、安定した住宅供給に資するよう整備に努める。

④認定町道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町において新たに町道認定基準を策定する。

⑤都市計画区域及び用途地域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

協議第28号 慣行の取扱いについて

【提案内容】

①町章については、新町において定めるものとする。

②町民歌については、新町において定めるものとする。

③町の木、町の花、町の鳥、シンボルマーク、キャッチフレーズについては、新町において検討する。

○表5 町章など

項目		五 城 目 町	八 郎 湯 町	井 川 町
町 章	制 定	昭和26年 制定	昭和32年 制定	昭和34年 制定
	由 来	町章は、中世の頃にあった5つの城（浦城、岡本城、砂沢城、馬場目城、山内城）を目に配し、相互理解と前進を表現して図案化したもの。合併した5ヵ町村が大きく躍進しようとする姿も表現している。	町章は、地勢環境を大自然の中から描き出し、躍進する町勢と和衷協力、平和と繁栄を表したもの。即ち、中心をなす8は、湖八郎湯の八と、一日市町と面湯村の二町村が合併したことを意味し、左右の帆のかたちは、順風満帆に風をはらませて進む舟のように、かぎりない八郎湯の躍進する姿を表現したもの。	井川町の井の字を図案化したもの。まわりの円では町の平和を、八本の矢じるしは太陽からの光をあらわし、町の発展と大きく進歩することを表徴したもの。
	形 状			
町 民 歌	「町民の歌」 昭和35年9月30日 制定 作詞 佐藤敏英 作曲 石井五郎	「八郎湯町民歌」 昭和36年11月3日 制定 作詞 三戸幸二郎 作曲 大山会三郎	「井川町民歌」 昭和34年12月24日 制定 作詞 加藤 裕 作曲 石井五郎	
町 の 木	「杉」 昭和60年10月20日 制定	「樺」 昭和61年9月30日 制定	「松」 昭和49年6月1日 制定	
町 の 花	「やまゆり」 昭和60年10月20日 制定	「さつき」 昭和61年9月30日 制定	「さくら」 平成13年4月1日 制定	
町 の 鳥	「うぐいす」 昭和60年10月20日 制定	※なし	「やまどり」 昭和49年6月1日 制定	
キャッチ フレーズ	「朝市と城のある町」	「水と人、花と緑のふれあいの町」	「美しいまち 楽しいまち 健康なまち」	

④町民憲章及び各種宣言については、新町において検討する。

⑤表彰制度は、新町において新たな制度を定めるものとする。旧町の名誉町民は、新町に引き継ぐものとする。

※表5参照

協議第29号 特別職の職員の身分の取扱いについて

【提案内容】

①町長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。

②特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、合併時までに調整し、必要のあるものについては、新町において新たに設置する。

③特別職の職員の報酬等については、現行の報酬額及び類似団体の特別職の職員の報酬額を参考として合併時までに調整する。

※表6参照

協議第30号 補助金、交付金等の取扱いについて

【提案内容】

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実績を考慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次の方針に基づき調整する。

①3町で同一又は同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向け調整するものとする。

②各町独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績・効果を考慮し、新町全体の均衡を保つように調整するものとする。

③他の補助金・交付金等に整理統合できる補助金・交付金等については、統廃合に向け調整するものとする。

協議第31号 農林水産業関係事業の取扱いについて

【提案内容】

（農業関係）

①地域農業マスタープラン及び農業

○表6 特別職の職員の報酬等

(平成15年4月1日現在)

区 分		五 城 目 町	八 郎 潟 町	井 川 町	
常勤の特別職	給料	町 長	870,000円/月	788,000円/月	835,000円/月
		助 役	650,000円/月	592,000円/月	630,000円/月
		収 入 役	608,000円/月	561,000円/月	590,000円/月
		教 育 長	537,000円/月	523,000円/月	550,000円/月
	手当	6 月 期	給料月額×1.15×140/100	給料月額×1.15×140/100	給料月額×1.15×160/100
		12 月 期	給料月額×1.15×160/100	給料月額×1.15×160/100	給料月額×1.15×170/100
議会議員	報酬	議 長	295,000円/月	260,000円/月	280,000円/月
		副 議 長	258,000円/月	240,000円/月	250,000円/月
		議 員	247,000円/月	230,000円/月	235,000円/月
	手当	6 月 期	報酬月額×1.15×140/100	報酬月額×1.15×140/100	報酬月額×1.15×160/100
		12 月 期	報酬月額×1.15×160/100	報酬月額×1.15×160/100	報酬月額×1.15×170/100
行政委員会	教育委員会委員長	22,000円/月	19,000円/月	20,000円/月	
	教育委員会委員	19,000円/月	16,000円/月	16,000円/月	
	選挙管理委員会委員長	11,000円/月	11,000円/月	9,000円/月	
	選挙管理委員会委員	9,500円/月	10,000円/月	8,000円/月	
	監査委員(知識経験者)	12,000円/月	22,000円/月	15,000円/月	
	監査委員(議会選出)	11,000円/月	20,000円/月	11,000円/月	
	農業委員会会長	25,000円/月	23,000円/月	22,000円/月	
	農業委員会会長代理	22,000円/月	19,000円/月	18,000円/月	
	農業委員会委員	20,000円/月	17,000円/月	17,000円/月	
固定資産評価審査委員会委員	6,500円/日	15,000円/年	12,000円/年		

- 振興地域の整備計画については、新たな計画を合併後速やかに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き続き運用する。
- ② 水田農業構造改革対策については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成19年度から事業内容を統一して実施する。
- ③ 認定農業者会については、現行のとおり新町に引き継ぎ、引き続き育成・支援する。
- ④ 農業総合支援センターについては、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から五城目町の経理方式の例により統合する。
- ⑤ 中山間地域等直接支払事業については、制度が延長された場合は継続する。
- ⑥ 航空防除については、新町において防除協議会の組織を統合し、事業内容の調整を図る。ただし、新協議会が組織されるまでは現行のとおりとする。
- ⑦ 資源循環型農業推進については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整を行うこととする。
- ⑧ 県営土地改良事業の負担については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ⑨ 畜産振興事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、引き続き育成・支援する。
- (林業関係)
- ⑩ 森林整備計画については、合併後に新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き続き運用する。
- ⑪ 森林整備地域活動支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ⑫ 緑化推進事業については、合併時に五城目町の例により統合する。
- ⑬ 広域林道開設事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (水産業関係)
- ⑭ 種苗放流事業については、馬場目川漁業協同組合及び八郎湖増殖漁業協同組合が行う放流事業を支援する。
- (その他)
- ⑮ その他国補助・県補助事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

協議会委員変更のお知らせ

五城目町議会議長に就任しました千田峯夫氏（四月八日就任）、秋田地域振興局長に就任しました三浦貞一氏（四月一日就任）が協議会委員に委嘱されました。

合併協議会委員名簿

委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	副会長	副会長	会長					
三浦貞一	森田千枝	齋藤一夫	小玉昭夫	渡部久丞	村庭正男	桜庭富子	山岡金樹	館平茂次	草皆英次	藤田卓長	佐藤卓美	工藤八十	伊藤柳勉	小川正己	荒川正己	齋藤富蔵	小野富夫	千田峯夫	齋藤正寧	土橋多喜夫	佐藤邦夫	
秋田地域振興局長	" "	" "	井川町識見者	" "	" "	" "	八郎潟町識見者	" "	" "	井川町議会議員	五城目町議会議員	八郎潟町議会議員	井川町議会議員	五城目町議会議長	八郎潟町議会議長	井川町議会議長	五城目町議会議長	八郎潟町議会議長	井川町長	五城目町長	八郎潟町長	五城目町長



委嘱状交付の様子

第7回 合併協議会開催のお知らせ

日時

平成16年5月24日（月）
午後1時

案件

場所

五城目町役場正庁

- 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続）
- 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（継続）
- 一般職の職員の身分の取扱いについて（継続）
- 公共的団体等の取扱いについて
- 条例・規則等の取扱いについて
- 交通関係事業について
- 建設関係事業について
- 慣行の取扱いについて
- 特別職の職員の身分の取扱いについて
- 補助金、交付金等の取扱いについて
- 農林水産業関係事業について など



協議会はどなたでも傍聴できます

合併協定項目の協議状況 (平成16年4月27日現在)

提案、協議済:○ 継続協議:△ 確認:◎

区分	No.	協定項目	提案	協議	確認	区分	No.	協定項目	提案	協議	確認
基本的項目	1	合併の方式	○	○	◎	各種事務事業の取扱い	24	電算システム事業			
	2	合併の期日	○	○	◎		25	広報公聴関係事業 (地域情報化事業)			
	3	新町の名称	○	○	◎		26	交流事業 (国際交流、姉妹都市交流事業)	○	○	◎
		(協議細目) 決定方法の確認 (小委員会設置)	○	○	◎		27	納税関係事業			
	4	新町の事務所の位置	○	△			28	消防防災関係事業			
5	財産 (及び債務) の取扱い	○	△		29		交通関係事業	○			
合併特例法による項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	○	△			30	窓口業務	○	○	◎
		(協議細目) 決定方法の確認	○	○	◎		31	保健衛生事業			
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○	△			32	環境対策関係事業			
		(協議細目) 決定方法の確認	○	○	◎		33	ごみ収集運搬業務事業			
	8	地方税の取扱い					34	保育事業			
		(協議細目) 地方税 (都市計画税を除く) の取扱い	○	○	◎		35	社会福祉協議会の取扱い			
9	一般職の職員の身分の取扱い	○	△		36		児童福祉事業				
10	地域審議会				37		障害者福祉事業				
すり合わせが必要な項目	11	特別職の職員の身分の取扱い	○				38	高齢者福祉事業			
	12	条例、規則等の取扱い	○				39	その他の福祉事業			
	13	事務組織及び機構の取扱い					40	健康づくり事業			
	14	一部事務組合等の取扱い					41	農林水産業関係事業	○		
	15	使用料、手数料等の取扱い					42	商工観光関係事業			
	16	公共的団体等の取扱い	○				43	勤労者・消費者関連事業			
	17	補助金、交付金等の取扱い	○				44	建設関係事業	○		
	18	字名の区域及び名称の取扱い					45	上・下水道事業			
	19	慣行の取扱い	○				46	学校教育事業			
	20	国民健康保険事業の取扱い	○	○	◎		47	社会教育 (生涯学習) 事業			
	21	介護保険事業の取扱い	○	○	◎		48	町立学校の通学区域の取扱い			
	22	消防団の取扱い					49	文化振興事業			
	23	行政区の取扱い					50	コミュニティ施策 (施設) 事業			
					51		その他の事業				
					新町建設計画		52	新町まちづくり計画			
							(協議細目) 策定方針の確認	○	○	◎	

編集・発行 五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会 事務局

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階事務局

電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603

E-mail info@ghi-gappei.jp ホームページアドレス http://www.ghi-gappei.jp